

無責任援助に外務省はどう関与してきたか



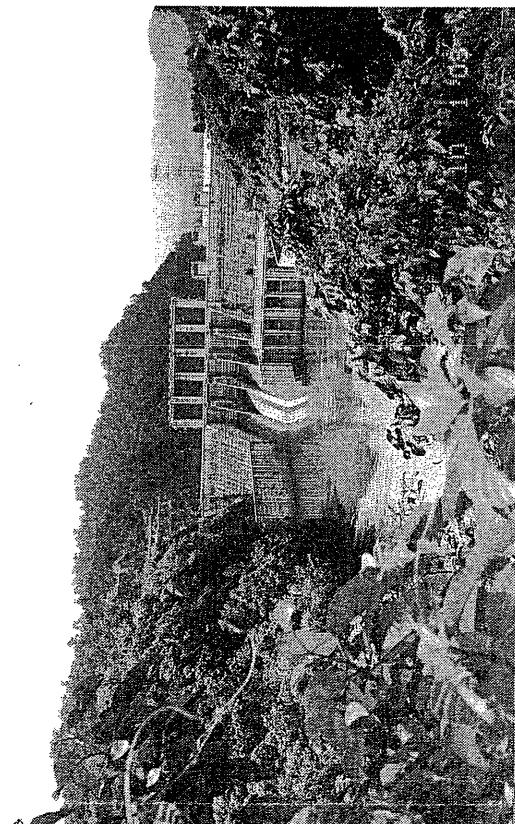
外務省は「転向」した？

まず手はじめに、つきの一つの文章を読みくらべていただきたい。

「我が国としても、援助国としての責務を果たすべく、自ら慎重な調査を行うとともに、インドネシア政府と様々な形で対話・協議を行い、事業実施者たるインドネシア政府のとする具体的措置を確認してきている。(中略)我が国としては、この事業に対する援助国としての責任を認識しながら、今後ともこの事業の成功に向け適切な対応を行っていく考え方である」

「経済協力は、主権国家たる相手国との間で、相互信頼に基づき共同で実施される協力事業である。同時に、住民移転等を円滑に行うため必要な一連の措置は優れて先方政府の内政上の問題であり、我が方としては、円借款供与検討及び実施の過程で相手国政府と十分に協議をしつつ、その中であくまで先方政府が講ずる措置を確認するとの立場にあるものである」

前者は、一九九三年一〇月発行の外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助』(通称『ODA白書』)上巻のコラムからの引用。後者は、わたしの取材に対し、同局有償資金協力課が二〇〇一年八月三〇日付けで寄せた回答文の一節である。



日本のODAによって建設されたコトパンジャン・ダム（撮影 久保廉之）

いずれも、スマトラ島のコトパンジャン・ダム建設で大問題となつた住民移転について、外務省が対応方法を表明した文章だ。しかし、違いは明らかだろう。前者では、「責任」を認識しつつ、「自ら慎重な調査を」おこなつて「責務」を果たす、という。かなり主体性がうかがえる内容だ。後者はどうか。住民移転等は「内政上の問題」だから、「先方政府」に「優れて」責任がある、というのだ。「わが国は関係がない」と言いたげではないか。

二〇〇一年九月二一日の記者会見で、この件を問われた竹内行夫外務省事務次官(前インドネシア大使！)も、「一義的にはインドネシア政府が対応すべき問題」とか、「先方政府の方の、ないしはその國のオトナーション、自助努力といいますとか、自らで政策をつくつてそれにわれわれとして協力するというのが(援助の)やり方」(カッコ内は筆者。以下同じ)と

語つて いる。

この会見から三日後の九月五日、ダム建設で立ち退かされた住民三八六人が、東京地方裁判所に損害賠償等を求める訴訟を起こした。被告には、外務省を当事者とする日本政府が含まれた。そこでわたしへの「回答」は、訴訟対策上、責任を回避するような言い回しになつたのか。であれば、無原則で姑息な対応だ。でなければ、援助方針を大きく転換させることになる。内閣が「ODA大綱(政府開発援助大綱)」を制定し、各援助機関が「環境ガイドライン」を設けるなど、住民移転問題等について、いくらかでも前向きになつたとされる日本の援助は、「元の姿」に戻るわけだ。いったい、どちらなのだろう。

「配慮と解決」を確認というが……

コトパンジヤン・ダム建設について、外務省はずいぶん「自慢話」も披露してきた。一例をあげてみる。

ODAの業界雑誌『国際開発ジャーナル』(国際開発ジャーナル社、九四年八月号)に、在インドネシア日本大使館の目賀田周一郎総括参事官(当時)が一文を寄せ、こう言つている。

「必要なことは、環境や住民に十分な配慮が払われるとともに、住民の理解を得て(援助が)実施されていくことであろう。これはまさに、これまでのコタパンジヤン・ダム・プロジェクト実施のプロセスそのものであった」

また、「住民移転や環境保護に十分な解決が得られることが確認されることを援助実行の

条件としている」との記述もある。「十分な配慮と解決」が確認された結果、「道路、水道等のインフラも整備され、移転前の生活水準に比べ相当な改善」が見込まれて、「ゴム園の作付けは、今年(九四年)の六月に終了する予定であり、ゴム園からの収穫が始まれば、移転前の状況と比べて収入は大きく拡大する」というのだ。

生活水準が相当改善され、収入が大幅に増えた住民が、わざわざ日本で損害賠償等を求める裁判を起こすだろうか。

九四年といえば工事真っ盛りで、住民移転も相当進んでいた。ところが、それから七年もたつた〇一年九月二〇日、首都ジャカルタで、インドネシア国家開発企画庁(BAPPENAS)以下ペナス)のジョナイディ次官と外務省など日本側三省の援助担当官が会談をおこなつたときのことである。同次官はこう語つたのだ。

「(ダムは)完成済みだがまだ問題が残されており、関係者を集めて議論し、事実確認を行つて いる。解決のため何をすべきか、その費用をどうするかについて考えていきたい。BAPPENASは具体的な行動の必要性を理解しており、地方政府に対して、移転住民の生活確保のための解決策を示すよう命じている」(同年一一月三〇日付け日本大使館から本省への公電)。

ペナスは、外国援助の調整官庁だ。したがつてこれは、インドネシア政府みずから事態が「解決」していないことを認めた発言である。九三年の『ODA白書』では、「住民移転に対する移転地整備を含めた補償措置に手厚い対応がなされるようになつた」と、外務省は主張していた。九四年時点では、目賀田総括参事官が援助実行の条件である「配慮と解決」のもと、住民の生活改善や収入増大を見込んでいた。

以来、六〇七年が経過しても、実は、解決策はこれから検討する、というありましたたのだ。『白書』では、「インドネシア政府のとる具体的措置を確認してきている」と記述していたが、いったい何を「確認」したのだろうか。

超大型訴訟へ発展

提訴の日、東京地裁前には、コトパンジヤン・ダム建設で立ち退かされた住民ら一六人のインドネシア人が集まつた。日本の支援者も數十人いた。住民は代わる代わるマイクを握り、こう訴えた。

「わたしたちの故郷は、他人のものになつてしまつた」

「移住についてさまざまな約束があつたが、まったく守られていな」

「ダム建設が住民の利益になる、なんて話はウソだつた」

この日、約五〇年におよぶ日本のODA史上初の裁判が起こされた。原告数三八六一人。さらに第二次提訴が予定され、合わせると原告数八〇〇〇人近い大規模訴訟となる見込みだ。

ちなみに、軍事基地の騒音をめぐつて夜間飛行の差し止め等を求める裁判が、大型訴訟として知られている。その原告数は横田基地（東京都）で五九四五人、嘉手納基地（沖縄県）が五五四二人、厚木基地（神奈川県）が五〇〇四人だ。コトパンジヤン・ダムをめぐる訴訟は超大型といえよう。

そもそも立ち退かされた住民は、インドネシア当局資料で一〇カ村一万七〇〇〇人。他

方、二万三〇〇〇人という情報もある。当然、これには子どもたちも含まれているが、原告は一七歳以上に限つたため、子ども以外の住民の大半が原告になつたといつても過言ではない。ほとんどの住民が、被害を受けたと思っているわけだ。

日本政府以外の被告は、いずれも特殊法人のJBIC（国際協力銀行）とJICA（国際協力事業団）、さらに、東京電力の子会社である東電設計㈱の二者。JBICは、円借款の執行機関・海外経済協力基金（OECF）と日本輸出入銀行が九九年一〇月に統合し発足した投融資機関であり、JICAは技術協力を中心にした援助機関である。東電設計㈱は、このダム案件の「発掘」から調査、設計、工事監理までを請け負つたコンサルタント会社だ。

原告の請求内容は、つぎのとおりである。まず、ダムの貯水をなくし、村人が元の居住地に戻れるよう、インドネシア政府および国営電力公社（PLN）に対して勧告することを被告に求める。それが通らなかつたら、予備的請求として、住民に約束した補償を履行するよう勧告することを求める。さらに、一人あたり五〇〇万円の損害賠償も求めている。

住民側代理人弁護士によると、これは国家賠償法にもとづいた訴訟で、戦後補償裁判と似た趣旨であるという。戦前、戦中に日本へ強制連行された人たちを中心に、韓国、台湾、中国など外国籍の原告が、日本政府や日本企業を相手取つて、約五〇件もの賠償請求訴訟を提起している。

過去の清算を怠つたシケがいま回ってきたといえるが、しかし、インドネシアのダムで不利益を受けた住民に、日本を相手取る資格はあるのだろうか。これについて、代理人弁護士は、「日本政府は、インドネシア政府と密接に協力し、すべての領域で計画をつくり、

資金援助もおこなつて建設を進めた。その結果、深刻な被害が発生したわけで、両国は『共同不法行為』を犯したとみるべきだ。日本側に損害賠償を求める根拠は、十分にある」としている。

推進力は日本の技術と力ネ

コトパンジヤン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州と西スマトラ州にまたがるカンバル・カナン川流域に、巨額の円借款を投じて建設された。

ダム堤のスケールは、高さ五八m、長さ二五七・五mで、発電力は一二万四〇〇kW(発電機三台)。洪水制御、灌漑なども目的とされている。貯水面積は一二四㎢で、日本最大の湖沼、琵琶湖の五分の一にもあたる。そのため、多くの住民が移転させられた。

この巨大プロジェクトを発掘したのは、東電設計㈱である。七九年九月と一月に、同社はカンバル・カナン川流域を調査し、八〇年三月にレポートをまとめた。さらに同年八月、再び現地調査をおこない、一〇月には基本調査報告を完成。これを受け、インドネシア政府は八一年、日本政府に対して、フィージビリティ・スタディ(実行可能性の調査)の協力を求めた。日本は、JICAの無償技術援助で応じることになり、JICAは東電設計㈱に着注した。

この過程で、計画は巨大化していった。当初は、水没対象家屋数三九〇戸という小規模な「二段階開発」案だった。しかし、最終的には同一六四四戸にものぼる「一段階開発」が選択された(実際の補償対象家屋数は、約四九〇戸に騰れあがつた)。

結局、東電設計㈱は八四年にフィージビリティ・スタディを完成させ、計画は実施に向かった。翌年には、詳細設計等に円借款一一億五二〇〇万円を投じることが決まり、これも東電設計㈱が受注した。ついで、九〇年と九一年に、それぞれ一一五億円、一七五億二五〇〇万円の借款供与が決定。工事はゼネコンの㈱間組が受注し、九三年に着工した。そして九七年二月、ダム建設は完了し、貯水を開始。翌年二月から、発電が開始されたのだった。

JBICはわたしの取材に対し、この発電が、中部スマトラ地域(リアウ州と西スマトラ州)の「電力量の約二割を占めており、同地域における電力の安定供給および地方電化率の向上に多大な貢献をし、多数の地域住民および産業が経済的・社会的な便益を享受している」と答えていた。

他方、この問題を一〇年以上にわたって調査してきた鷲見一夫新潟大学教授は、「コトパンジヤン・ダムは告発する」(コトパンジヤン・ダム被害者住民を支援する会発行、〇一年)のかで、発電目的についてこう述べている。

「華僑系財閥が、スハルト・フアミリーおよび軍ビジネス関係者と手を携えて、この(プランテーション)分野への資本投下を増すためのインセンティブとして、安価な電力を供給することが目論まれた」

しかし、九八年にスハルト政権が崩壊したため建設目的は失われ、送電支線も張り巡らされていないから、民生用としても役に立っていないと、鷲見教授は批判している。JBICは、「用途を個別に特定することは困難」というが、移転住民のなかには電気代が払えないため、目の前に発電所があつてもまったく「便益を享受」できない人たちが少くない

い。何より、もういう層にして、「用途」を優先させるべきではなかつたか。

履行されなかつた条件

コトバンジャン・ダムの建設をめぐつては、日本の援助史上初とされる条件付けがなされた。インドネシア政府に対し日本政府は、①すべての立ち退き対象世帯から移転の合意を得ること、②補償条件は住民と協議すること、③水没地域に生息する希少動物、スマトラ・ゾウ三十数頭を保護すること、を要求したのだ。

時期はダム建設の第一期分一一五億円の借款を約束した九〇年一一月で、明らかになつたのは、翌年春である。もつとも、当時の外務省や旧海外経済協力基金(OECD)の担当者は「申し入れ」にすぎないとし、「条件」という強い意味を否定していた。だが、この種の要請は「内政干渉」にあたるとしてきただけに、異例の措置ではあつた。

その背景には、日本の開発協力に対する強い風当たりがあつた。八九年にアメリカを抜いて援助額世界一となつた日本は、もつぱら巨大開発に資金を集中した。そのため、環境破壊や人権侵害を招きやすく、内外からそのありかたが問われていたのだ。

インドネシアでは、世界銀行とともに日本輸出入銀行が融資したジャワ島中部のクドウン・オシボ・ダム建設で一万数千人が移住を迫られ、一部の住民が抵抗。訴訟が提起されるなど、国際的関心を呼んだ。また、インドのナルマダ・ダム建設でも、一〇万人もの立ち退きが発生するとして大きな問題となり、結局、発電設備向けの巨額円借款が中断に追い込まれた。これらについては、内外のNGOが建設に反対し、各種メディアが批判的に

取り上げ、国会でも野党議員が追及した。

外務省は、こうした事態を受けひどく神経質になつていた。たとえば、在インドネシア日本大使館から本省にあてた九〇年三月三一日付け公電に、それがよく表われている。

内容は、九〇年度円借款をめぐる外務省等とペペナスとの協議報告で、その冒頭では、林梓経済協力局有償資金協力課長(当時)がこう発言している。

「日本国内ではODAに対する関心が高まり国会やプレスで失敗例を取り上げ批難するケースが増加。(中略)環境配慮についても問題が深刻化する以前に対応する必要あり。『イ』(インドネシア)側にとつてはコストの増加となる可能性もあるが、政治問題化する前に解決に努めることは、結局『イ』側にとつても利益となる」

あるいは、九一年一〇月一日付けの本省から日本大使館あて公電では、来日中のギナンジヤール鉱業エネルギー大臣と畠中篤経済協力局参事官(いずれも当時)が、コトバンジャン・ダム問題をめぐつて交わした会談内容が報告されている。そこでは、畠中参事官が大臣にこう迫つた。

「我が方が本件借款の検討開始以来今日に至るまで貴国に対し申し上げているとおり、本件について重要なことは、今からでも遅くないので現地住民と十分に対話をを行い、意志疎通を図り、彼らの合意を取りつけるということである」

この会談の前には、危険をおかして一人(住民代表とNGOの活動家)が来日し、関係省庁や国会議員に申し入れをねこなつたり、集会に参加したりとキャンペーン活動を繰り広げていた。

畠中参事官はこのことに関連して、「我が方としては、貴国における本件事業に対する贊

同の声を日本国内における有力な説得材料として利用したいと考えており、貴国がより一層本件のもたらすメリットにつき広報活動に尽力されることを期待する」と、広報の強化を要望した。外務省が批判の声を封じるための材料をほしがつていたことが、よくうかがわれる会談だ。

他方、「我が方が入手してきた情報は、一部不明確なものもあつたため、国会議員を含む日本側関係者に対する説明の際、利用しえない状況にあつた」として、提供してほしい情報をあげているが、そのなかには、移転の補償基準、補償内容、移転地の整備状況が含まれていた。

円借款の供与決定から一年あまりが経過した時点でも、前記のような重要情報に不備があつたといふ。移転の解決こそ援助実行の「条件」としていたはず（前出・日賀田論文）なのに、融資を承諾したあとで、なお移転についての情報が足りないと不満をぶつけている。「条件」は突きつけたものの、その履行のチェックは怠つていたわけだ。

強制された「同意」

当の住民は、こうした事態にどう対処したのか。

住民の間には、八〇年代後半から動搖が走り、九一年にピークをむかえた。そして圧力を受けながらも、具体的な行動を開始した。

七月、コト・トウオ村の住民が、移転と補償に関する「同意」は無効であるとして、一八二人の署名をもつて J B I C の前身、海外経済協力基金（O E C F）ジャカルタ事務所

に申し入れた。九月には、住民代表五人がジャカルタの日本大使館へ陳情をおこなつた（このとき、大使館はインドネシア側治安担当者を同席させ、恫喝に手を貸した）。また、前記のように、一人が訪日して問題を訴えて歩いた。

わたしは同じ年の七月に、コト・トウオ村に泊り込んで住民の話を聞いたことがある。あとでわかつたことだが、スハルト独裁政権下の緊迫した情勢のなかで、村人が極秘で署名集めをしていた時期である。取材にあたつて、人名はもちろん、村の名前も明らかにしないという条件がついた。夜間、ある人の家に村人十数人が集まってくれたのだが、強い緊張感を覚えた記憶がいまも鮮明だ（実際、それから一ヶ月近くたつた八月一六日、国軍によつて村の集まりが解散させられたといふ）。

改めて取材ノートに記された村人の訴えに目を通すと、とても「同意」に基づく移転などと言えないのは明確だ。

「同意書にサインをしないと、補償は一切出さないと言われた」

「村のリードーたちは、わたしたちに情報を隠したまま、説明もせず政府に同意を与えてしまつた」

「本当は建設自体に反対したい。しかし、それでは政治犯として投獄されるだろう」などなど。

実際、一〇カ村の伝統的リードー一〇三人から同意を取り付けたもの、一般住民の間には不満が渦巻いていた。また、各戸ごとに求めた「同意」についても大きな問題を含んでいた。なにしろ同意書には、①補償金だけを受け取る、②補償金と移住地への移転、③補償金と国営プランテーションへの移住、という三つの選択肢しかなかつた。つまり、移

転自体の諸否などまつたく求めず、移住を前提に「同意」をとつていたのだ。

当時、旧海外経済協力基金(OECD)ジャカルタ事務所の担当者は、「同意の取り付け方まで云々できない」と語っていた。「内政干渉になるから」というのが、その理由だ。日本側の「条件」とは、実はそんな程度のものだった。

また、九一年に、各村のリーダーが合意したとされる土地、建物、作物などへの補償基準も、一般村民の希望額とは、かけ離れていた。プロウ・ガダン村の住民がみずから算定した補償基準と比べれば、それは一目瞭然だ。たとえば宅地は一畝あたり、政府提示が七五〇ルピアで、希望額は七〇〇〇ルピア。水田が同六〇〇ルピアで希望は一万五〇〇〇ルピア、といつた具合(当時のレートでは一円≈約一四ルピア)。ほとんどの項目で二ヶタの開きがあったから、住民の反発は必然だった。さらに皮肉なことに、九二年八月から九月にかけて、このプロウ・ガダン村が先陣を切って移住させられた。

問題山積の「補償」状況

それでも補償がちゃんと実行されたのならまだしも、実際には、いまにいたるも問題が山積している。

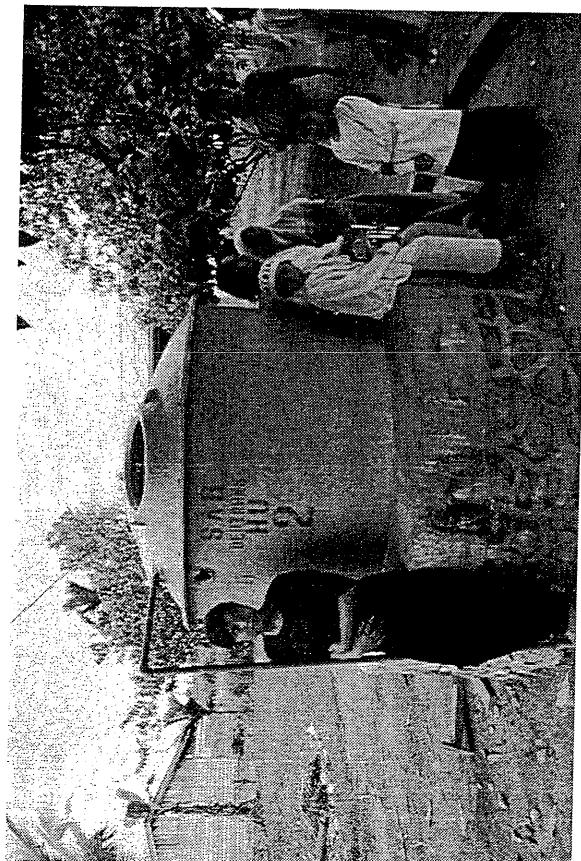
この件は、「破壊されたミナンカバウの伝統と豊かな自然」(三二一ページ)や「奪われたわたしたちの豊かさ」(四〇ページ)の項で詳しく記述されているから簡単にしておくが、土木設備など生活上、必須の基盤整備が著しく欠けているし、約束されたゴム園にゴムの木がなかつたり、一年間無料のはずの電気代が徴収されていたりする。補償金が支払われ

ていないケースも多い。あるいは、用意された家屋が粗雑で約束どおりに作られない、といった例もある。またタンジン・パウ村の住民に用意されていた移転地の三分の一が、実は別の村の共有地(タナ・ウラヤント)だったというどんどんでもない事態も起きている。

物質的な影響だけでなく、ミナンカバウ社会という伝統的地域社会に生きてきた人たちにとって、文化的社会的なダメージも深刻だ。

こうしたことから、村人のなかには地元で訴訟を提起し、争う人たちも現われた。タンジン・パリソト村の一〇世帯は未払い補償を求め、九八年に地方裁判所に提訴し、いまは最高裁判所に上告中だ。タンジン・パウ村の六七世帯も二〇〇〇年に同じく地裁に提訴し、現在、高等裁判所で係争中である。

そして村人たちは「コトバンジャン・



機能せず放置されたままの上水道設備(撮影 木村英昭)

ダム被害者住民闘争協議会」を〇一年一一月に立ち上げ、〇二年五月、一ヵ村の代表一百〇〇人以上が集まって、日本での提訴を決定したのだったちなみに〇二年九月の第一次提訴では一二ヵ村の住民が原告となつたが、〇三年三月の第二次では新たに三ヵ村が加わり、合わせて一五ヵ村が裁判闘争に参加することになるといふ。

インドネシア当局もやつと重い腰をあげ、〇二年七月には西スマトラ州政府が住民代表との間で、アクションプラン（上水設備の整備やゴム園のリハビリなど）について合意した。リアウ州でもプラン作りが進められているといふ。また、J B I C も「援助効果促進調査」（S A P S）という枠組みによる調査をコンサルタント会社の日本工営㈱に委託し、〇二年三月から現地調査をはじめた。

だが、中央政府が負担するとされるアクションプラン用資金を、本当に調達できるのかという疑念があるし、J B I C が円借款で整備した三ヵ村二八ヵ所の上水設備（井戸）のほとんどが使いものにならなかつた、という「実績」もある。

何より、村人は当局に強い不信感をもつてゐる。移住に関するこれまでの「計画」が、相当反故にされてきた点を考えれば、これも無理はない。外務省やJ B I C が、これまでのように「監視と確認」を怠ると、またもや同じ問題を引き起こすだらう。日本はインドネシア政府に「煮え湯を飲まされてきた」ともいえるのだから、今度こそ慎重なモニタリングが望まれるのだ。

「開発の果実」はどうへ

九一年一〇月、インドネシアを訪れた外務省経済協力局有償資金協力課の石橋太郎課長（当時）は、バエナス長官や農業省局長、国営電力公社（P L N）総裁らと、この問題をめぐつて立てつけに会談をおこなつた。いずれの席でも、同氏は、「日本とインドネシアは同じボートに乗つてゐる」との認識を示し、コトパンジャン・ダム・プロジェクトを「モデルケース」と訴えた。また、「第二のナルマダにんしてはならない」という危機感も表明していた（いずれも在インドネシア日本大使館から本省あての公電より）。

以来、一年あまりが経過した。借款を棚上げしたナルマダ・ダムの一の舞にこそならなかつたが、「モデルケース」にはほど遠い結果となつた。

日本政府は、九二年九月までに都合七回、現地調査ミッションを送つたといふ（同月二一日付け公電）。たしかに現地を訪れ、リーダーではない住民から意見を聴取したこともある。にもかかわらず、村人の不安や不満をくい上げ、相手国の政策に反映させることには失敗した（だが、官僚や援助機関職員で責任をとつた人物がいるとは聞かない）。

むしろ、事実とは反対に「解決済み」との認識を深め、結果としてゴーサインを与えるための調査となつた。だが、これは必然でもある。「援助は国と国との外交マターだから、一般住民の声を取り上げることには限界がある」という、匿名を条件に語つた外務省のある担当官の言葉が、それを裏書きする。

むろん、援助担当者が住民の声を無視しているとまでは言つまい。しかし、前出の石橋課長が、農業省農園総局長との会談で述べたつぎの見解はどうだらう。

「住民はインドネシア経済全体をみて議論している訳ではなく、個々の利益に立脚して不満を訴えている訳だが、これがさまざま形で増幅される可能性がある」(九一年一〇月六日付け公電)。

村人の声を、單なる個人的不満の表われとみている。だがこれは、独裁政権下で、恐怖感に襲われながらも意を決し、発せられた声である。さらに彼らの訴えは、「開発の果実」から取り残された民衆の叫びでもある。

インドネシアのこのケースに限らず、巨額援助が大規模開発に投入された結果、あちらこちらで強制移住や環境破壊が生じてしまった。同時に、巨大開発によって、ますます大きな「果実」を手にする層と、逆に遠ざけられる層との二極分解が進んだ。マクロ経済の目で見て経済指標が向上したとしても、取り残された層の貧困化はより深刻になる。さらに、グローバル経済化がこれに輪をかける。日本のこれまでの援助は、「国と国」の枠内で、「果実」を獲得できる層に向け実行されてきた。もちろん、日本もそういう層と手を結ぶことで、巨大な「果実」を得てきた。

だが、伝統的な社会で、過不足なく暮らしを営んできたコトパンジヤンの村人にとつて、援助は「果実」と無縁にしただけでなく、伝統的な生活を根底から破壊した。いわば援助の犠牲になつた。村人の声は單なる個人的不満の表われではない。自國政府とともに、そういう援助を実行してきた「日本」をも問い合わせているのだ。

住民移転に関する補償や生活基盤整備に、第一に責任があるのは相手国政府だ。しかし、技術と巨額資金を投じて巨大開発を支えてきた日本にも、外務省が『ODA白書』でみずから書いたように、「援助国としての責任」がある。「日本も責任をとつてほしい」という村

人の声を、わたしは何度も聞いている。こうした声に真剣に耳を傾けなければ、いつまでたつても、「援助による生活破壊」が絶えることはないだろう。

(諒勝)

ODAで沈んだ村

インドネシア・ダムに翻弄される人びと



【執筆者・翻訳者紹介（五十音順）】

アルメン・ムハマッド タラタック協会前代表

アデル・ユシルマン プキティングギ法律擁護事務所代表

久保康之 インドネシア民主化支援ネットワーク

佐伯奈津子 インドネシア民主化支援ネットワーク

観訪勝 ルボライター

村井吉敬 上智大学教員

口二一・イスカンダル タラタック協会代表

ODAで沈んだ村 インドネシア・ダムに翻弄される人びと

2003年5月25日初版発行
定価 本体800円+税

編著者 久保康之

編集者 出口綾子

発行者 インドネシア民主化支援ネットワーク(NINDIA)

〒160-0018 東京都新宿区須賀町8 シャトー一沢村A棟
tel/fax:03-3356-8364 e-mail:editor@india.com (編集用)
http://www.india.com/ 郵便振替口座:00140-5-37561

発売者 コモンズ

〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-10-1002
tel:03-5386-6972 fax:03-5386-6945
e-mail:info@commonsonline.co.jp
http://www.commonsonline.co.jp
倉又謙

表紙印刷 M企画印刷

「援助が假想した世界」No.6